

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力企業従業員の教育内容明確化）に係る面談
2. 日時：令和2年6月5日（金）16時00分～16時35分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野室長補佐、高松専門職、市森係員

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当9名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、今月21日に申請のあった実施計画の変更認可申請（放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力企業従業員の教育内容明確化）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - ✓ 申請の内容
 - ・ 雑固体廃棄物焼却設備等に関する運転操作を行う協力企業従業員について、教育内容を明確化し、保安教育マニュアルを定め、既に運用を開始しているため、それに伴う記載の適正化を行うこと。
 - ・ 内部で整理した記載すべき事項のルールに基づき記載の変更を行うこと。
 - ・ 今後予定される油処理装置の運転操作委託についても対象とし、併せて変更を行うこと。
 - 原子力規制庁は、上記説明を確認するとともに、
 - ✓ 教育対象者が従事することとなる「運転操作」の定義や対象範囲を整理し説明すること。
 - ✓ 実施計画Ⅲ章に記載すべき事項を定めた社内ルールの詳細を整理して説明すること。等を求めた。

6. その他

資料：放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力企業従業員の教育内容明確化について